

2005年10月31日

AIGエジソン生命保険株式会社

### 保険金等の不払事案に係る再検証結果について

AIGエジソン生命保険株式会社(代表取締役社長:片岡一則)では、この度、お客さまからの保険金等のご請求に対して過去5年間(平成12年4月~平成17年3月)において不払いを決定した事案を再度検証いたしましたところ、本来お支払いすべきであったと判断されるご契約が判明いたしましたので、下記のとおりご報告させていただくとともに、深くお詫び申し上げます。

保険金等のお支払い業務という生命保険会社の根幹をなす業務において、以下のような不手際によって、お客さまの信頼を損ねかねない事態となりましたことを真摯に受け止め、保険金等支払管理体制の一層の強化を図り、再発防止に努め、お客さまの信頼に応えてまいります。

なお、本件に該当するお客さまにはお詫びとご説明をさせていただくとともに、保険金等のお支払い手続きを開始致しております。

#### 記

##### 1. 再検証の方法

平成12年度(2000年度)から平成16年度(2004年度)までの過去5年間に保険金および給付金のお支払いに該当しないと判断しておりましたご契約に関して、平成17年(2005年)8月から9月にかけての約2ヶ月間、保険金支払部門を中心とした特別チームを組織し、法令、約款に基づき査定結果の妥当性について再検証いたしました。

##### 2. 再検証の結果

再検証を実施した結果、本来お支払いすべきであったと判断されるご契約が 合計 3 件(保険金 1 件:640万円、給付金 2 件:19万円、合計659万円)あることが判明いたしました。

(区分別再検証結果)

(単位:件)

区分	保険金	給付金	合計	備考
詐欺無効	0	0	0	保険加入に際して保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合、その保険契約を無効とするものです。
不法取得目的無効	0	0	0	保険契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合、その保険契約を無効とするものです。
告知義務違反解除	1	0	1	保険契約時に告知いただく際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって事実を告げなかったか、または不実のことを告げた場合、その保険契約を解除するものです。
重大事由解除	0	0	0	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、受取人の詐欺行為があった場合など、その保険契約を解除するものです。
免責事由該当	0	0	0	被保険者の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意などによる事故など、保険約款に定める免責事由に該当する場合、保険金等を支払わないとするものです。
支払事由非該当	0	2	2	責任開始前発病、治療を目的としない入院・手術(美容整形など)、災害保険金の非該当など、保険約款における保険金等の支払事由に該当しないものです。
その他	0	0	0	
合計	1	2	3	
調査対象件数に占める割合	0.11%	0.01%	0.02%	

### 3. 発生原因

この度の再検証により不適切な不払いと判断した事案の発生原因は、支払査定者の事実誤認、入力事務における事務疎漏、並びに機械査定プログラムにおけるプログラムミス等によるものです。

### 4. 再発防止策

既に、保険金等の支払管理体制のチェック機能強化を検討し即効性・実効性を高めることとしました。また、機械査定システムを改善し、一段の機能強化を図ります。

### 5. 本件に関して、お客さまからのお問い合わせ窓口

AIGエジソン生命 カスタマーサービスセンター

フリーコール: 0120 - 981 - 088

受付時間: 土日祝日を除く午前 9:00-午後 6:00

以上